

○財務省告示第十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年十二月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年一月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

三 法律及びその条項 第一条

社債、株式等の振替に関する法

三 振替法の適用 律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

五

募方

イ 入札発競争

ロ 国債市場

別参加者第Ⅱ非価格競争入札
発行という。)
各申込みのうち応募額を価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各応募
限度額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てる。

六

発

イ 入札発競争

ロ 国債市場

ハ 特別参加者

ヘ 国債市場

ニ 国債市場

ホ 特別参加者

ヘ 国債市場

ト 特別参加者

チ 特別参加者

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債に就いては、
第六千四百十九億円

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債に就いては、
五百七十六億円

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債に就いては、
特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し

の 経 入 価 ・ 別 債 行
払 過 札 格 第 参 市 及
込 利 発 競 II 加 場 び
み 子 率 行 争 非 者 特 国

初
期
利
子

(一) 年

二・〇パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加した第
二算式による規定する日額を
十号に規定する日額を
十号に規定する日額を
むもとのとする。期日に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0 \times 84}{100 \times 365}$$

(二)

に発行時にいて、その利子
に係るものと振替口座簿中の
口座に記載又は記録するも
のについで、前記(一)の算式
による計算した金額を、該
金額に百分の二十を乗じた
金額(おたし、の当該国債
発行金額に、又は、外国
居住者又は居住者以外
の居住者による場合
に、又は、前記(一)の
金額に、又は、前記(一)
の出た金額に、又は、前
記(一)の金額に、又は、
は、外国税率を乗じた金額
を得除する。控除すること
ができる。平
成二四年三月十日を
期とし、次算式による支出
が、銀行休業日に当たると
き

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を
支払期とし、各支払期において、
その日以前六月間に属する

利息を支払う。

平成五十三年九月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十三年十二月十三日